

2024年6月

お客さま各位

預金関係等手数料の新設および改定について

平素より当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合では、下記のとおり預金関係等手数料の新設および改定を行いますので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 新設および改定日

2024年7月1日(月)より

## 2. 新設する預金関係等手数料(税込み)

## (1) 手数料名および手数料金額

種類	手数料金額
破産管財人等口座開設手数料	11,000円

## (2) 口座の種類

破産管財人名義・相続財産清算人名義・相続財産管理人名義・不在者財産管理人名義

※既存口座からの名義変更は行いません。

## 3. 改定する預金関係等手数料(税込み)

## (1) 再発行手数料

再発行手数料	手数料(変更前)	手数料(変更後)
証書・キャッシュカード・通帳	1,100円	1,100円
出資配当金通知書等	550円	1,100円

## (3) 個人情報開示手数料

変更前	個人情報開示手数料	手数料
	個人データ情報開示に係る各種手数料(1項目につき)	1,100円
	取引履歴に関する事項	履歴開示(1科目につき) 3,300円

変更後	個人情報開示手数料	手数料
	個人データ情報開示に係る各種手数料(1項目につき)	1,100円
	取引履歴に関する事項	履歴開示(1項目につき) 3,300円



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合

